

令和 7 年 9 月 2 日開会

令和 7 年 9 月

市議会定例会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
認 定 第 1 号	令和 6 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認 定 第 2 号	令和 6 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認 定 第 3 号	令和 6 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認 定 第 4 号	令和 6 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認 定 第 5 号	令和 6 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認 定 第 6 号	令和 6 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	6
認 定 第 7 号	令和 6 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	7
認 定 第 8 号	令和 6 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	8
報 告 第 7 号	令和 6 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	9
報 告 第 8 号	令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	14
報 告 第 9 号	専決処分の報告（令和 7 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 5 号））	別冊
議 案 第 60 号	寝屋川市立こども図書館条例の制定	15
議 案 第 61 号	寝屋川市立図書館条例の一部改正	21

番 号	案 件	頁
議案第 62 号	令和 7 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 63 号	令和 7 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 64 号	令和 7 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 65 号	令和 7 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 66 号	令和 7 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 67 号	工事請負契約の変更	23
議案第 68 号	財産の取得（塵芥収集車）	24
議案第 69 号	財産の取得（消防団車両（小型動力ポンプ付積載車））	25
議案第 70 号	財産の取得（庁内ネットワークパソコン）	26
議案第 71 号	財産の取得（校務用パソコン）	27
議案第 72 号	財産の取得（災害時用備蓄物資）	28
議案第 73 号	財産の取得（児童生徒学習用タブレット端末等）	29
議案第 74 号	令和 6 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	30
議案第 75 号	令和 6 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	31
議案第 76 号	固定資産評価審査委員会委員の選任	32

認定第 1 号

令和 6 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 6 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 2 号

令和 6 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 6 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 3 号

令和 6 年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 6 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 4 号

令和 6 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 6 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 5 号

令和 6 年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 6 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

認定第 6 号

令和 6 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉 資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 6 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 7 号

令和 6 年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 6 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 8 号

令和 6 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 6 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

令和 6 年度寝屋川市一般会計継続費の 精算報告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により令和 6 年度寝屋川市一般会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

令和6年度寝屋川市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				画 計				実 績				比				較			
				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳			
				年割額	特 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源	支 出 済 額	特 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源	年割額と支出済額の差	特 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源	年割額と支出済額の差	特 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)駅前庁舎改修工事	令和5	円		38,300,000	10,121,000	円	0	円	5,197,000	6,400,000	10,124,000	26,700,000	円	0	△ 5,197,000	△ 3,000	△ 26,700,000	円	31,900,000	△ 3,000	円
			6	389,701,000		307,200,000	82,501,000	0	389,700,200	17,978,000	47,300,000	80,722,200	243,700,000		800	△ 17,978,000	259,900,000	1,778,800	△ 243,700,000				
			計	438,122,000		345,500,000	92,622,000	0	438,121,200	23,175,000	53,700,000	90,846,200	270,400,000		800	△ 23,175,000	291,800,000	1,775,800	△ 270,400,000				
		(仮称)駅前庁舎改修工事に伴う工事監理業務委託	令和5	3,580,000		2,600,000	980,000	0	3,580,000	135,000	400,000	1,145,000	1,900,000		0	△ 135,000	2,200,000	△ 165,000	△ 1,900,000				
			6	10,820,000		8,400,000	2,420,000	0	10,820,000	499,000	1,300,000	2,321,000	6,700,000		0	△ 499,000	7,100,000	99,000	△ 6,700,000				
7 市民生活費	寝屋川斎場改修工事	令和4	計	14,400,000		11,000,000	3,400,000	0	14,400,000	634,000	1,700,000	3,466,000	8,600,000		0	△ 634,000	9,300,000	△ 66,000	△ 8,600,000				
			令和4	70,535,000		60,100,000	10,435,000	0	63,979,200		43,600,000	20,379,200	0	6,555,800			16,500,000	△ 9,944,200	0				0
			5	477,085,000		407,000,000	70,085,000	0	483,640,800		295,100,000	76,640,800	111,900,000	△ 6,555,800			111,900,000	△ 6,555,800	△ 111,900,000				△ 111,900,000
			6	403,880,000		344,400,000	59,480,000	0	403,880,000		249,800,000	59,480,000	94,600,000	0	0		94,600,000	0	△ 94,600,000				0
			計	951,500,000		811,500,000	140,000,000	0	951,500,000		588,500,000	156,500,000	206,500,000		0		223,000,000	△ 16,500,000	△ 306,500,000				△ 306,500,000

令和6年度寝屋川市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体				計 画				実 績				比 較			
			左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳			
			年割額	特 国 府 支出金	地 方 債	其 他	一 般 財 源	支 出 済 額	特 国 府 支出金	地 方 債	其 他	一 般 財 源	年割額と 支出済額の 差	特 国 府 支出金	地 方 債	其 他	一 般 財 源	内 訳
2 総務 費	7 市民 生活 費	寝屋川 斎場改 修工事 に伴う 施工監 理業務 委託	令和 4	7,315,000	6,200,000	1,115,000	0	6,583,500		4,500,000	2,083,500	0	731,500		1,700,000	△ 968,500	0	
			5	15,675,000	13,300,000	2,375,000	0	16,406,500		9,700,000	3,106,500	3,600,000	△ 731,500		3,600,000	△ 731,500	△ 3,600,000	
			6	16,203,000	13,800,000	2,403,000	0	16,203,000		10,000,000	2,403,000	3,800,000	0		3,800,000	0	△ 3,800,000	
			計	39,193,000	33,300,000	5,893,000	0	39,193,000		24,200,000	7,593,000	7,400,000	0		9,100,000	△ 1,700,000	△ 7,400,000	
			令和 4	42,950,000	32,212,000	9,600,000	1,138,000	3,999,600	2,998,000	900,000		101,600	38,950,400	29,214,000	8,700,000		1,036,400	
6 土木 費	4 都市 計画 費	対馬江 大利線 整備事 業橋梁 2期工 事	5	837,525,000	628,143,000	188,400,000	20,982,000	389,540,200	292,155,000	87,600,000	1,036,400	8,748,800	447,984,800	335,988,000	100,800,000	△ 1,036,400	12,233,200	
			6	296,521,000	222,390,000	66,700,000	7,431,000	783,455,800	587,592,000	176,200,000	12,233,200	7,430,600	△ 486,934,800	△ 365,202,000	△ 109,500,000	△ 12,233,200	400	
			計	1,176,996,000	882,745,000	264,700,000	29,551,000	1,176,995,600	882,745,000	264,700,000	13,269,600	16,281,000	400	0	0	△ 13,269,600	13,270,000	
			令和 4	5,247,000	2,900,000		330,000	5,247,000	2,017,000	600,000		2,630,000	0	0	2,300,000		△ 2,300,000	
			5	19,250,000	10,950,000	7,400,000	900,000	19,250,000	8,877,000	2,600,000		7,773,000	0	2,073,000	4,800,000		△ 6,873,000	
6 土木 費	4 都市 計画 費	対馬江 大利線 整備事 業橋梁 2期工 事に伴 う工事 監理等 業務委 託	6	19,393,000	13,410,000	5,300,000	683,000	19,393,000	12,666,000	3,700,000		3,027,000	0	744,000	1,600,000		△ 2,344,000	
			計	43,890,000	26,377,000	15,600,000	1,913,000	43,890,000	23,560,000	6,900,000		13,430,000	0	2,817,000	8,700,000		△ 11,517,000	

令和6年度寝屋川市一般会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	体 計 画				実 績				比	較						
				左 の 財 源 内 訳		左 の 財 源 内 訳		左 の 財 源 内 訳		左 の 財 源 内 訳			左 の 財 源 内 訳		左 の 財 源 内 訳				
				年割額	特 国 府 支出金	定 地方債	源 その他	一般財源	支出済額	特 国 府 支出金	定 地方債		源 その他	一般財源	年割額と 支出済額の差	特 国 府 支出金	定 地方債	源 その他	一般財源
6 土木費	5 公園費	京阪本線連続立体交差事業に伴う公園整備工事	令和5	円 17,900,000	円	5,700,000	円 10,190,000	円 2,010,000	円 17,900,000	円		円 10,190,000	円 7,710,000	円 0	円 5,700,000	円 0	円 △ 5,700,000		
			6	円 137,766,000		円 44,500,000	円 78,423,000	円 14,843,000	円 137,765,400			円 78,422,200	円 59,343,200	円 600	円 44,500,000	円 800	円 △ 44,500,200		
			計	円 155,666,000		円 50,200,000	円 88,613,000	円 16,853,000	円 155,665,400			円 88,612,200	円 67,053,200	円 600	円 50,200,000	円 800	円 △ 50,200,200		
8 教育費	1 教育総務費	小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う旧校舎解体等工事	令和5	円 0				円 0	円 0				円 0				円 0		
			6	円 844,547,000		円 760,000,000	円 84,547,000	円 0	円 844,547,000		円 760,000,000	円 84,547,000	円 0	円 0	円 0	円 0			
			計	円 844,547,000		円 760,000,000	円 84,547,000	円 0	円 844,547,000		円 760,000,000	円 84,547,000	円 0	円 0	円 0	円 0			
		小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う旧校舎解体等工事等業務委託	令和5	円 0				円 0	円 0				円 0				円 0		
			6	円 37,620,000		円 33,800,000	円 3,820,000	円 0	円 37,620,000		円 33,800,000	円 3,820,000	円 0	円 0	円 0	円 0			
			計	円 37,620,000		円 33,800,000	円 3,820,000	円 0	円 37,620,000		円 33,800,000	円 3,820,000	円 0	円 0	円 0	円 0			

令和6年度寝屋川市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				計 画				実		績				比	左 の 財 源 内 訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	特 定 財 源	一般財源	左 の 財 源 内 訳	特 定 財 源	一般財源	左 の 財 源 内 訳	特 定 財 源	一般財源																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					国 府 支出金	地方債	その他										国 府 支出金		地方債	その他	国 府 支出金	地方債	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
8 教育費	2 小学校費	市立小中学校親子給食調理場建設工事	令和5	円	157,410,000	円	118,000,000	円	39,410,000	円	0	円	157,410,000	円	0	円	118,000,000	円	39,410,000	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0</

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	△1.7 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

() 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

議案第 60 号

寝屋川市立こども図書館条例の制定

寝屋川市立こども図書館条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市立こども図書館条例

(目的及び設置)

第1条 子どもの読書活動を推進するとともに、併せて子育て支援の充実を図るため、こども図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 こども図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 寝屋川市立こども図書館
- (2) 位 置 大阪府寝屋川市早子町23番2-301号 他

(事業)

第3条 こども図書館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもや子育てのための図書の利用に関すること。
- (2) 子どものための学習の場の提供に関すること。
- (3) 子どものための読書会の開催その他の子どもの読書活動の推進に関すること。
- (4) 子ども（小学校就学の始期に達するまでの者に限る。第6号及び次項、第6条第2項から第4項まで並びに第9条第1項において同じ。）の遊び場の提供に関すること。
- (5) 一時預かり事業に関すること。
- (6) 子育てについての情報交換及び保護者（子どもの父母その他の保護者をいう。以下同じ。）の交流の促進に関すること。
- (7) 妊産婦及び保護者の子育て等についての相談に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第5号に規定する「一時預かり事業」とは、出生後3月を経過した子ども（疾病その他の理由により保育を行うことが困難であると認められる者を除く。）について、第5条第5号の一時保育スペースにおいて、一時的に預かり、保育を行う事業をいう。

(図書館事業の総合的かつ一体的な推進等)

第4条 こども図書館においては、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事業を行うに当たり、寝屋川市立図書館（寝屋川市立図書館条例（令和3年寝屋

川市条例第20号)に規定する各図書館(分館及び分室を含む。)をいう。以下同じ。)の事業との連携を図るとともに、寝屋川市全体における図書館事業(こども図書館の当該事業及び寝屋川市立図書館の事業をいう。)が総合的かつ一体的に推進されるよう努めるものとする。

(施設)

第5条 こども図書館に、次に掲げる施設(区画を含む。以下同じ。)を設ける。

- (1) 読書スペース
- (2) 自習・グループ学習スペース
- (3) お話スペース
- (4) 子どもの遊びスペース
- (5) 一時保育スペース
- (6) 子育て交流スペース
- (7) 前各号に掲げる施設のほか、第1条の目的を達成するために必要な施設(自習・グループ学習スペース等を利用することができる者の範囲)

第6条 自習・グループ学習スペースを利用することができる者は、規則又は教育委員会規則で定めるところにより現にこども図書館の図書又は寝屋川市立図書館の図書館資料の個人貸出しに係る利用カードの交付を受けている者とする。

2 子どもの遊びスペースを利用し又は子育て交流スペースを利用することができる者は、子ども及び保護者(保護者の依頼を受けて子どもの世話をを行う者を含む。次項において同じ。)その他市長が適当と認める者とする。

3 子どもの遊びスペースを利用することができる者は、保護者の付添いがある子どもに限るものとする。

4 一時預かり事業を利用することができる者は、第3条第2項に規定する子どもの保護者であって、寝屋川市の区域内に住所を有するものに限るものとする。
(子どもの遊びスペース等の利用の登録)

第7条 子どもの遊びスペースの利用又は一時預かり事業の利用を希望する者は、次条第1項の許可の手續に先立ち、規則で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。

(子どもの遊びスペース等の利用許可)

第8条 子どもの遊びスペースを利用し又は一時預かり事業を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、子どもの遊びスペースの適正な利用又は一時預かり事業の適正な利用を確保するため必要があると認めるときは、子どもの遊びスペースの利用の許可又は一時預かり事業の利用の許可（以下これらを「利用許可」という。）に条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。
 - (1) 利用定員数に達しているとき。
 - (2) こども図書館の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (3) こども図書館の管理上支障があると認めるとき。

（一時預かり事業の使用料）

第9条 一時預かり事業の利用について利用許可を受けた者は、次の表に定める額の使用料を納付しなければならない。

子どもの区分	単位及び金額
満3歳未満の子ども	1人1時間につき、500円
満3歳以上の子ども	1人1時間につき、400円

備考 使用料の額を算出する場合においては、1時間未満の時間は、これを1時間とする。

- 2 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し又は免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 使用料の納付については、寝屋川市が発行する一時預かり事業の利用券の提出（市長が定める場合にあっては、提示）をもって、これに替えることができるものとする。

（特別の設備の設置及び変更の禁止）

第10条 こども図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、こども図書館の施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。

（入館の拒否等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども図書館への入館を拒み、その利用を制限し、若しくは利用許可を取り消し、又はこども図書館か

らの退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく指示又は利用許可に付した条件に違反したと認めるとき。
- (2) 他人に迷惑をかけ、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) こども図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、こども図書館を利用した場合において、その利用を終了したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用許可を取り消され又は退館を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第13条 こども図書館の図書を亡失し若しくは損傷し、又はこども図書館の施設若しくは設備（物品を含む。）を損傷した者は、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、こども図書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部改正)

- 2 寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例（平成29年寝屋川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第5条第3項を削る。

第6条の見出し中「子どもの遊びスペース等」を「子どもの遊びスペース」に改め、同条中「又は一時預かり事業の利用」を削る。

第7条の見出し中「子どもの遊びスペース等」を「子どもの遊びスペース」に改め、同条第1項中「子育てリフレッシュ館」を「子どもの遊びスペースそ

の他市長が指定する施設」に改め、「、次に掲げる場合には」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「前項第1号」を「前項」に改め、「又は一時預かり事業の適正な利用」を削り、「又は一時預かり事業の利用の許可（以下これらを）」を「（以下）」に改める。

第8条の見出し中「子どもの遊びスペース等」を「子どもの遊びスペース」に改め、同条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「子育てリフレッシュ館」を「子どもの遊びスペース」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例第6条の規定により受けている一時預かり事業の利用の登録は、第7条の規定により受けた一時預かり事業の利用の登録とみなす。

議案第 61 号

寝屋川市立図書館条例の一部改正

寝屋川市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市立図書館条例の一部を改正する条例

寝屋川市立図書館条例（令和 3 年寝屋川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 4 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（図書館事業の総合的かつ一体的な推進等）

第 4 条 図書館（分館及び分室を含む。）においては、当該図書館の事業を行うに当たり、相互に及び寝屋川市立こども図書館の事業（寝屋川市立こども図書館条例（令和 7 年寝屋川市条例第 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業に限る。）との連携を図るとともに、寝屋川市全体における図書館事業（各図書館の事業及び寝屋川市立こども図書館の当該事業をいう。）が総合的かつ一体的に推進されるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、寝屋川市立こども図書館条例（令和 7 年寝屋川市条例第 号）の施行の日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和 6 年 12 月市議会定例会（議案第 73 号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 工 事 名 （仮称）こども専用図書館整備工事

2 契 約 金 額

変 更 前 金 410, 278, 000 円
（内消費税及び地方消費税の額 37, 298, 000 円）

変 更 後 金 438, 317, 000 円
（内消費税及び地方消費税の額 39, 847, 000 円）

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和7年9月2日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 塵芥収集車 |
| 2 | 財産の概要 | 2トン回転ダンプ式塵芥収集車 2台 |
| 3 | 取得目的 | 経年劣化に伴い、塵芥収集車を買換えるため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 19,514,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 1,774,000 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府八尾市神武町1番50号
株式会社モリタエコノス 関西支店
支店長 安 田 弘 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取得する財産 | 消防団車両（小型動力ポンプ付積載車） |
| 2 | 財 産 の 概 要 | 小型動力ポンプ付積載車 6 台 |
| 3 | 取 得 目 的 | 経年劣化に伴い、消防団車両を買い換えるため |
| 4 | 取 得 の 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取 得 価 格 | 金 62,634,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 5,694,000 円) |
| 6 | 支 払 方 法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市旭区大宮四丁目 22 番 1 号
中央商工株式会社
代表取締役 吉 田 紘 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和7年9月2日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 庁内ネットワークパソコン |
| 2 | 財産の概要 | ノート型パソコン 369台 |
| 3 | 取得目的 | 庁内ネットワークパソコンの更新を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 62,435,538 円
(内消費税及び地方消費税の額 5,675,958 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
S k y 株式会社
代表取締役 大 浦 淳 司 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和7年9月2日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 校務用パソコン |
| 2 | 財産の概要 | ノート型パソコン 400台 |
| 3 | 取得目的 | 校務用パソコンの更新を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 41,373,090 円
(内消費税及び地方消費税の額 3,761,190 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 京都府福知山市字天田 391 番地の乙
株式会社堀通信
代表取締役 堀 康 人 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 災害時用備蓄物資 |
| 2 | 財産の概要 | 災害時用トイレ凝固剤セット（412, 200 回分） |
| 3 | 取得目的 | 災害時における避難所トイレ環境の整備を目的として、トイレ凝固剤セットを備蓄するため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 48, 969, 360 円
（内消費税及び地方消費税の額 4, 451, 760 円） |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目 10 番 27 号
株式会社ミヨシ
代表取締役 佐 藤 浩 明 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和7年9月2日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 児童生徒学習用タブレット端末等 |
| 2 | 財産の概要 | G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等 5,583 台 |
| 3 | 取得目的 | G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等の更新を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 424,599,897 円
(内消費税及び地方消費税の額 38,599,990 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 宮 川 潤 一 |

令和 6 年度寝屋川市水道事業利益剰余金 の処分

令和 6 年度寝屋川市水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1	当年度未処分利益剰余金	3, 884, 988, 356 円
2	利益剰余金処分数額	
	資本金	△400, 000, 000 円
	建設改良積立金	△400, 000, 000 円
		<u>△800, 000, 000 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>3, 084, 988, 356 円</u>

令和 6 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

令和 6 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1	当年度未処分利益剰余金	454, 935, 406 円
2	利益剰余金処分額	
	減債積立金 △304, 935, 406 円	
		<u>△304, 935, 406 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>150, 000, 000 円</u>

固定資産評価審査委員会委員の選任

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和7年9月2日提出

寢屋川市長 広瀬 慶輔

住　所
氏　名
生年月日

奥　殿　眞　一（おくどの しんいち）

理 由

固定資産評価審査委員会委員 山本實 が、令和 7 年 9 月 30 日任期満了のため、後任委員に選任したい。

※ 任期 3 年（地方税法第 423 条第 6 項）

履 歴 書

本 籍	〃
住 所	〃
氏 名	奥 殿 眞 一（おくどの しんいち）
生 年 月 日	〃

学 歴

昭 和 47 年 3 月	大阪府立成城工業高等学校 機械工学科 卒業
--------------	-----------------------

職 歴

昭 和 48 年 4 月	寝屋川市に就職
平 成 16 年 4 月	企画財政部税務室固定資産税課長
平 成 18 年 4 月	保健福祉部こども室課長兼寝屋川市立こどもセンター所長
平 成 19 年 4 月	保健福祉部こども室長
平 成 22 年 4 月	保健福祉部部長
平 成 23 年 4 月	保健福祉部長兼福祉事務所長
平 成 24 年 4 月	理事（保健福祉部担当）兼保健福祉部長兼福祉事務所長
平 成 25 年 4 月	理事兼上下水道局長
平 成 26 年 3 月	同 上 退職
平 成 26 年 4 月	寝屋川市に再任用
平 成 26 年 4 月	保健福祉部保健福祉総務課専門官（課長待遇）
平 成 28 年 4 月	福祉部福祉総務課専門官（課長待遇）
平 成 29 年 4 月	福祉部福祉総務課課長
平 成 31 年 3 月	同 上 任期満了

令和元年10月 寝屋川市に就職
令和2年3月 同上 退職
令和4年1月 社会福祉法人仁景会に就職
令和5年5月 同上 退職
令和6年4月 合同会社シトリンに就職

現在に至る

公 職 歴 等

自 平成28年6月 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会常務理事
至 令和元年6月

自 平成29年4月 大阪府地域福祉推進審議会
至 平成31年3月 地域福祉支援計画推進分科会委員

自 令和6年5月 交野市都市計画税審議会委員
至 現 在

賞 罰

な し